

裏面白紙

272

極秘

国会提出改正案

公共企業体労働関係法第十六條第二項の規定に基
き、国会の議決を求めるの件

公共企業体仲裁委員会の別紙裁定本中、円
以内の支出を除き残余入について、公共企業体労働関係
法第十六條第二項の規定により、国会の議決を求める。

理由

昭和二十四年十二月二日、公共企業体仲裁委員会が、国鉄労働組合の申請にかかる賃金ベース改訂の問題に関して下した裁定につき、円以内の支出は予算上資金上可能であると認められるので、この限度において右裁定を実施し、残余は、公共企業体労働関係法第十六条第一項に該当するので、同條第二項の規定により国会に付議する必要があるからである。